

## 議事日程第2号

令和4年12月6日(火曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(1番～5番)

### 出席議員(11名)

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

### 欠席議員(なし)

### 欠員(1名)

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 奥村 恒也	総務部長 各務 元規
民生部長 小木曾 昌文	建設部長 鍵谷 和宏
企画調整 担当参事 田中 克典	教育参事兼 学校教育課長 筒井 幹次
総務防災課長 古川 孝	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 中村 治彦	亜炭鉱廃坑 対策室長 早川 均
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 高木 雅春
保険長寿課長 大久保 嘉博	福祉課長 日比野 浩士
農林課長 渡辺 一直	上下水道課長 可児 英治
建設課長 石原 昭治	会計管理者 丸山 浩史
生涯学習課長 日比野 克彦	

### 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝	議会事務局 書記 井戸 芳枝
--------------	-------------------

## 開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

なお、ジャーナリスト 井澤宏明様、NHK多治見支局様、毎日新聞岐阜支局様、岐阜新聞社可児支局様から撮影の依頼がありましたので、これを許可します。

---

## 会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 清水亮太君、2番 福井俊雄君の2名を指名いたします。

---

## 一般質問

議長（高山由行君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

11番 岡本隆子さん。

質問は、お手元に配付してあります資料及びパネルを用いて行いたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

11番（岡本隆子君）

おはようございます。

今日は睡眠不足の方もいらっしゃるかと思いますけれども、目の覚めるような質問をしたいと思います。

お許しをいただきましたので、通告いたしました一般質問をさせていただきます。

重要湿地選定をめぐる町の環境省への不明朗な対応と町民に対する重要湿地の情報提供責務違反について。

リニア残土処分場予定地が環境省選定の重要湿地であることが11月6日発行のサンデー毎

日の報道で町民の知るところとなりました。その後の 11 月 8 日の朝日新聞社会面で、リニア残土候補地に重要湿地、岐阜御嵩町、住民に公表せずという見出しで大きく報道され、さらにテレビニュースやヤフーニュースでも流れ、瞬く間に町中を駆け巡りました。

また、この記事は、関東地方でも大きく社会面で報道され、東京や神奈川県に住む御嵩町出身の人たちから驚いて電話があったという話も何人かから聞いており、いかにこれが重大なニュースであるかを物語った事件でありました。

この重大な問題について、質問いたします。

御嵩町環境基本条例第 4 条は、次のように述べられています。

第 4 条、町は、町内の清浄な大気、水、土壌、森林と野生動植物を現在と将来の町民のために保全する責務や保護する責務がありますとあります。これが町の基本姿勢であるはずで

ところが、平成 27 年、環境省から県を通じて生物多様性の保全上重要な湿地公表に向けた最終確認の依頼に対して、町は次のように回答をしています。

町は、環境基本条例、環境基本計画、町版レッドデータブックを作成する自治体として環境保全に力を入れてきており、重要な自然環境を守ることに同調できる。候補地となった美佐野ハナノキ湿地群については、町として環境省や県に推薦した経緯はなく、保全上重要な湿地に選定される理由等を詳細に把握しておらず、意見を述べる立場にない。美佐野ハナノキ湿地群に係る美佐野地域にはリニア計画に該当する地域があり、JRにより環境アセスメント調査が実施されている。その結果に対する環境大臣の意見と今回の選定に関連性があるのか環境省にお尋ねしたい。候補地は、町有地と民有地が含まれると考えられる。地域住民から周辺活用や地域活性化の要望が出ている。町議会も地域活性化を期待する声と期待しない意見とがある。おのおのの意見を検討しないと今回の選定に対する意見を述べるできないと回答をしています。

その結果、環境省のホームページ上に美佐野ハナノキ湿地群の文言はなくなりました。しかし、実際には指定されており、東濃地域湧水湿地群のリストの最後の「など」に含まれているというのです。

そこで質問に入ります。

御嵩町環境基本条例、御嵩町希少野生生物保護条例の立場から、環境省の選定を拒否する姿勢は到底考えられません。選定に対して否定的な対応は不適切ではないですか。

2 番目、町の回答の中で、選定に至った経緯と、JRの行った環境アセスの結果に対する環境大臣の意見と、今回の選定に関連性があるのかを環境省にお尋ねしたいと述べられています。実際にお尋ねになりましたか。尋ねられたのであれば、どのような回答があったかを示してください。

3つ目の質問です。

美佐野ハナノキ湿地群が東濃地域湧水湿地群に含まれるということは、いつの時点で認識しましたか。

次に、町民への情報提供について質問いたします。

先ほど述べたように、町は平成 27 年 9 月に県を通して環境省に対して意見を述べる立場にはないと回答しています。そして、平成 28 年に環境省は、生物多様性の観点から重要度の高い湿地を公表しています。新聞で報道されたように、以来 6 年間、町は環境省が重要湿地に選定したことを住民に公表してきませんでした。御嵩町が誇るべき御嵩町環境基本条例の第 4 条の町の責務では、2 項に次のように述べられています。

町は、町が実施する環境の保全と創造に関わる行為について、情報の提供と住民参加の手続を整備する責務があります。そして 16 条、環境情報の収集と提供では、町は、町の環境の状況及び環境の保全と創造に関する情報の収集に努めるとともに、町民、事業者や民間団体に対し必要な情報を積極的に提供するよう努めますとあります。単なる情報提供ではありません。積極的に提供するよう努めるとあります。ところが、町民に情報を提供してこなかったという一連の町の行為は環境基本条例違反ではありませんか。

私は、平成 27 年第 1 回定例会の一般質問から、今回で 15 回にわたりリニア問題を取り上げてきました。重要湿地選定は平成 28 年です。まさに議会での追及を逃れたいために公開してこなかったとしか思えません。

平成 27 年第 1 回定例会一般質問の答弁で、町民への情報提供をすべきではないかという質問に対して、町長は、JR の実施した環境影響評価準備書が長期にわたり役場で開示されていた。その間に閲覧したのは 1 人のみ。本当に懸念を持っているのか疑問を抱くと答弁しておられます。町民に何の情報提供もしなければ懸念の抱きようがない。まさしく問題のすり替え、町民を愚弄する発言です。

4 点目の質問です。

なぜこれまで重要湿地の件を町民に公開されなかったのか、その理由をお聞かせください。

次に、重要湿地エリアについて質問をいたします。

第 4 回フォーラムの最後に、町は重要湿地の説明をしました。以下、説明の一部です。

本町も認識する美佐野地内のハナノキ群生地は、置場計画から極力避けられているものと認識。また、一部のハナノキは置場計画に当たることを確認し、幼木を移植していく方針を確認。置場計画の範囲内にあるハナノキをはじめとする希少種についても可能な限りの保全を求めていく等の説明でした。町は、群生地は極力避けられていると認識していると説明されています。

そこで質問ですが、重要湿地のエリアについてはどのように認識しておられますか。

次に、御嵩町環境基本条例の第4条、町の責務の4項に次のように述べられています。

町は、自然が共生する恵み豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存や生物の多様性の確保を図るとともに、里山や水辺などにおける自然環境を保全することという条文です。生物多様性の確保、自然環境を保全することとされています。狭い意味での群生地を避けているからいいという問題ではなく、湿地生態系そのものを保全すべきであります。このことからしても、重大な環境基本条例違反であることは明確だと考えます。

6つ目の質問です。

環境省の選定する重要湿地を残土で埋め立てることは、町の環境基本条例違反ではありませんか、見解を伺います。

平成24年2月に岐阜県知事が方法書の中で環境の保全の見地から意見を出されています。そこには次のように書かれています。

路線やその他附帯施設の位置・規模の具体化に当たっては、環境の保全の見地から特に重要と考えられる次の地域を回避するよう慎重に検討すること、貴重な動植物の生育に密接に関係している重要な湿地とあります。つまり知事は、重要な湿地は回避するよう慎重に検討するようとの見解を示しておられます。

7番目の質問ですが、知事の見解に反していませんか。

最後の質問ですが、美佐野ハナノキ湿地群が環境省選定の重要湿地であることについて、別途町民に説明、質疑する場を設けるべきだと考えますが、これについてはいかがでしょうか。

以上、8点について質問をいたします。御答弁よろしく願いいたします。

**議長（高山由行君）**

岡本議員、すみません、パネルとあれはいつの時点で使いますか。

**11番（岡本隆子君）**

パネルは5番のところですか。

**議長（高山由行君）**

再質問のときに使うんですか。

**11番（岡本隆子君）**

はい。

**議長（高山由行君）**

それでは、執行部の答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

おはようございます。

私は寝不足ではございません。今夜、負けた試合を見ようとビデオに取ってあります。結果が分かっているのがどういう気持ちなのか分かりませんが、今日に備えてしっかりと寝てまいりました。

極悪非道の人間にされつつありますが、真剣に考えているところであります。再質問をされないような答弁をしなきゃいけないなど。何かパネルを再質問でと、議員というのは基本的には再質問をしなくてもいい質問をすると、私は再質問を受けなくてもいい答弁をしていくというのが基本だと思いますので、しっかりと答弁をさせていただきたいと思います。

まず、今の質問をお聞きしていても本当に希少性の生物、植物を本気で守りたいなと思っているのは、私のほうがうんと上だなということを思いつつ聞かせていただきました。これ以降の3つを前提に岡本議員の質問にお答えをいたします。

まず1つ目、本町では、平成10年、前町長の時代になりますが、みたけの森でオオタカの営巣からオオタカのひなが盗まれたつらい経験をしています。営巣の木が切り倒され、ひなの姿は跡形もございませんでした。荒っぽい盗み方で、ひなの姿がないということは犯人が悪いんですよ。行政や議会、私は一議員でありましたが、外に向けて浮かれて営巣があるあると言い過ぎたという反省はそのときにしました。盗まれた原因の一つは、場所を特定したようなことを皆が言ってしまったことによって、そういう人が来たんだろうなど、改めて本当に反省をしました。希少種の大切さというのはそういうところにあるんだなと改めて思いました。

当時いろいろ話題になりましたけれど、1,000万円単位での売買がされると、つがいですよ、3年前ぐらいに鷹匠が言っておみえになりました。

全国で話題にならないのは、基本的には営巣ができたとしても、そういう情報は明らかにしないという姿勢が本当の意味で守っているということだと、これは植物についても同じことであります。

2点目、元来、希少生物・植物を大切にされる方は、その希少種がどこにあるのか、情報は明かしません。そういう姿勢を取っておられます。岡本議員のお仲間もそういうことを私におっしゃいました。また、専門家からもそういう助言はいただいたことはございます。

何か情報を公開しないということはいかに悪いことかと、よろしくないのでしょうか、守るということはどういうことなのか、それをいま一度考えてすり合わせが必要かなというふうに思っております。

今回の美佐野、ほぼ限定されてしまったので、それだけ盗まれるリスクが高まったと私は思っています。

次に、ちょっと大きなことを言いたいと思います。歴史的なことではありますが、我々の山は里山であります。里山という言葉で私たちの自然環境を表現することが多くあります。この語

感は非常にいいわけですが、実際には荒れ放題の山という代名詞でもあると私は思っています。

これは人間の生活様式が変わったということにほかなりません。山の木を切り、枝を拾い、燃料として我々は使ってきました。私の記憶に残す子供の頃はまだそういう生活でした。山は本当にきれいでした。そういう生活様式を取ってきた。

確かにいろんなことをおっしゃる方はあります。そもそも論からいって考えなくてはいけないのは、なぜ希少種になってしまったのか。当時は希少種なんていうものはありませんでした。なぜなのか。多分、大抵の方はゴルフ場を造ったから、工業団地を造ったから、人間が開発をしたから、それで終わってしまいます。違うんです。私や岡本議員の責任なんですよ。山に入ったことありますか。下刈りに行ったことありますか。ないでしょう。そうした生活の形態が変わってきたことによって、自分たちがすぐ入れる、入りやすいところだった山が荒れ放題で、もう誰も入らない、入れないような状態にしてしまったのは私たち自身であるということ、これを考えないと何の解決にもなりません。

これからの人に期待しますか。今ここにいる者が山の手入れに入りますか。そこを考えていかなないと、環境省どうのこうのと言ったところで意味のない話だと私は思います。

私が環境モデル都市で、木材を使えるものは切って出そう、切捨て間伐は駄目だと言ったのもそうした思いがあつてのことです。水土里隊に元気を出して本当に御嵩の山を整備してくださいと、有償ボランティアでやっていただいているのも、やはり希少種を希少種にしない、そういう考え方をしているからです。

そして、企業の森に何社も名を連ねていただいています。アサヒビールを筆頭に東邦ガス、十六銀行、あと数社まだまだありますけれど、社員が入ってきて、企業がバス代、弁当代をお出しになって、御嵩の山を名古屋近郊の人たちが整備をしてくれています。岐阜造園なんて企業は、勝手に土曜日、日曜日を使って個人的に来てくれる人もあれば、社一丸となって来てくれる方もある。荒れ放題の山を本当にきれいにしてくれています。守りたいと言っている方々が本気があるのかどうなのか、私はそれほど期待ができないと思っております。

環境省の見解についてでありますけれど、昨日やっとな返事が来ました。今日1枚、実は公開をする予定でございましたが、環境省のほうから、これはもう公開しないということでありましたので、東濃・中濃地域湿地群という絵がここにありますが、情報公開の対象にはしないという方針が御嵩町に伝わりました。口頭で申し上げます。

東濃・中濃地域湿地群については、長野県南木曾町一部を含む中津川から、西は山県市、そして本巢市の一部を含む、北は白川町、南は土岐、多治見を含む御嵩、可児、それだけの広大なエリアを東濃・中濃地域湿地群とされています。

美佐野は該当しますかという質問には、該当するという言葉は返ってきません。ただ、私ど

もは既にシデコブシ、ハナノキ等々、希少生物や植物として環境省に報告も、また守っていく基本的な姿勢を示しておりますので。

湿地が大切だとは私は思っていません。湿地があるところには希少の生物、植物がほぼあるであろうと、専門家でなくても興味ある人は知ってみえる、そういう情報を、今この1か月ぐらいでどんどんと公開していったということは、盗掘のリスクが高まったということによろしいかと思います。

環境省もこういうよくある質問の中に書いています。選定されている湿地範囲がよく分からないので、詳しい位置情報を示してもらいたい。これはよくある質問ということは、自治体に対して選定しますがどうですかとお伺いがあるわけですね。そのときの質問としてよくある質問なんでしょう。選定を受けるんですよと言われた自治体から質問を受けると。それに対して、選定されている設置の範囲を詳しく示すと絶滅危惧種の乱掘リスクが高まることなどを考慮して、湿地範囲を示す詳細な位置情報は示さないこととしております。

この件は、平成29年6月12日の一般質問で岡本隆子議員に答えている。希少種は盗まれるんですよという答弁で理解していただいていると私は思っております。そうではなかったようであります。

さて、1点目からの質問にお答えをしていきたいと思っております。

1点目の質問については、平成27年8月、環境省から県を通じて、生物多様性の保全上重要な湿地選定公表に向けた最終確認の依頼ということがございました。そして、9月に町のほうから、これも環境省に対して選定経緯やリニア本線との関連性が不明であるため尋ねたいこと、活用意見と未整備であるため意見ができない。否定しているわけではありません。

そして、選定への疑問と保全を求める声が出ることは想定できます。要はJR東海から選定されたらどうするんだ、どうしてそんなふうになったんだと言われるかもしれない。有効に土地を利用したいと思っている方々からいろんな言葉が出てくるかもしれないということを想定し、この段階では当初の取得目的や活用を期待する声と意見調整に慎重さ、そして丁寧さが求められることになるかと認識をしていると報告をしています。決して否定的なことを言っているわけではありません。ある意味詳しく知りたいと御嵩町は言っています。

平成27年9月、選定経緯やリニア本線との関連性が不明であるため尋ねたいこと、活用意見と未整備である、先ほど言った理由で述べてはおりますが、それ以降、環境省から回答は来ていません。環境省も困ったんだろうなとは思っています。

重要湿地がホームページで公開されたのが平成28年4月であります。そして、非常に間が飛ぶわけですが、今回の件ということもあって環境省に御嵩町が確認をしております。なぜ美佐野は固有名詞がないのか、前沢はありますよねということ。環境省の答えは、固有の記

述がないのは、既にハナノキ、シデコブシ自生地などに含まれているため。要は、湿地というよりは希少種を対象に環境省は考えておられるということであります。平成 28 年 4 月に美佐野ハナノキ湿地群が重要湿地に選定された東濃地域湧水湿地群に含まれるであろうと御嵩町としては認識する以外にないということです。

逆に前沢は名前が出ていて美佐野は出ていないということはどういうことかなというふうには思います。これを令和 4 年 8 月に確認しております。

そして、令和 4 年 10 月、その他 2 地点、湿地林の構成種を、岡本議員が出されるパネルよりもかなり事細かに調べたものを J R 東海が出しています。これは公開もできません。なぜならまた盗まれる可能性もある。

湿地林構成種が集中的に分布している場所、そのほか 2 点という解釈を J R 東海はしているようですが、選定理由に上がった希少種は、J R の計画改変範囲内にはないという報告を受けています。そして、認識をしているということであります。どのエリアが指定範囲なのかは永遠に多分分からないと思います。先ほどのエリア、東西南北の広大なところが対象ということであります。

4 点目、論理的な話になるわけですが、重要湿地の選定の範囲、J R の置場計画の具体的な改変範囲がその時点では示されていない。そういう状況の中で、町は説明することはできなかった。そういう段階であるとは思っていなかった。せいぜい公開できたとしても、さっきの広いエリアの分しか公開はできないわけです。情報が入ってきていないわけですから。そういう意味で公開ができなかっただけで、隠したわけではございません。そういうことがいろいろ定かではない中で、混乱の原因になるかもしれないと考えたのは事実であります。

令和 4 年度になって J R 東海から置場計画が示されましたので、フォーラムで明らかにしていった、それだけのことです。私が意図して情報を操作したわけでもなければ、いろんな意味で答えが出ていない情報は町民に伝えようがない。ただ、私自身としては、先ほどの盗掘のような件がある以上、知っている人が知っていればいいんじゃないのかなという思いは今でも思っています。今回は大公開されたわけですので、そういうリスクが高まって、さあどうするかという話になってくるかと思えます。

きちんと確認し丁寧に議論をするということは知事のお言葉です。マスコミが扱った報道の中では、知事がどうおっしゃったのかというのは真っすぐ伝わっていないということもあります。人間、言葉をいろいろつないで話すわけですので、切り取ってしまえば違う意味にも取れると。基本的にこの東濃・中濃湿地群というのは、曖昧な状態でずうっと来ているというのが現状であります。

以下、いろいろハナノキ湿地群については、根拠というものがなかなか明らかになっていな

いということでもありますので、ぜひその辺りも酌み取って考えていただきたいというふうに思います。

もう既に5点目は、今、限定的な美佐野湿地群というのは指定をされているわけではない、ただ、判断としては、広大なエリアの中にある湿地は全て含まれるんであろうというふうには推測はしております。選定理由がハナノキやシデコブシなど希少種がやはり群生しているということですので、その湿地が大切ですよということは、環境省の意図するところであろうと、想像をしているに及びませんが、そう解釈をしています。

6点目、7点目は併せて答弁ということになりますが、大臣のお言葉やJ R東海の社長の言葉を紹介しておきますが、おっしゃりたかったことは、大臣は関係自治体や事業者が適切に環境配慮を行うことが大事だとおっしゃっている。そして、それに答える形でJ R東海社長が、群生地範囲については、判断は分かれる、要は事業者としてどこまでを群生地と見るのか、点々とエリア外にあるようなものも群生地ということかということでは定かではないということをおっしゃっている。路線や附帯施設の位置、規模の具体化に当たっては、環境の保全の見地から、特に重要と考えられる次の地域は回避するよう慎重に検討する。貴重な動植物の育成に密接に関係している湿地についてという条件つきであります。

重要湿地に選定されている沖ノ洞、上ノ洞、大湫、前沢湿地など、湧水湿地が多数存在しております。土岐砂礫層の分布しているところは湿地が多いということであろうかと思えます。地質を含め現状の把握を確実に行っていくということは必ずしていきたいというふうに思っております。

また、地下水への影響、これが最小限、ないとは言いきれませんが、最小限になるよう十分な調査、予測を行い、必要に応じて保全措置を講じるということであり、知事の見解について、私は異なるものとは思ってはおりません。

環境基本条例に触れられましたが、この条例もオール・オア・ナッシングの話ではないつもりになっております。人の活動により環境に加えられる影響が、環境の保全と創造への支障と原因になることを危惧しております。それに対して極力少なくしていく、条例の中ではそううたっています。

J Rからは、主なハナノキ群生地は計画地から避けて重要湿地そのものを守ること、避けられない湿地に生息するハナノキ等の動植物の重要種は、幼木の移植や移替え等で種の保存・保全を措置していくとの回答も受けています。

生物多様性の確保と自然環境の保全のため、環境負荷の低減と適切な環境配慮を求める条例と重要湿地の選定の趣旨からいって、これら保全措置を確実に履行してもらうのが御嵩町の立場であります。

これら知事の発言の中で、そうだなと私が思いましたのは、これまでは総論だと、これから各論に入っていき、丁寧にやっていくということをおっしゃっていたのが印象的でありました。知事も住民の意見交換とかいろんなことを経て整理した上で、今後は環境影響検討書がJRから出される。それを踏まえて、御嵩町として行政の判断があるし、県も専門家会議できつちりと専門的な立場からチェックをする、県が関わっていただけるという話であります。

8点目については、JR東海に聞いていただいたほうがいいというような、そういう内容でもあるかと思えますけれど、前回、質疑応答の時間が取れなかったのは申し訳なかったと思えますけれど、やはりそう長くやっても専門家の方々にも御迷惑をおかけしますし、効率的に議論をしていくのほうがいいとは思いますが、時間を延ばしても30分ぐらいかなとは思っていますけれど、次回、この重要湿地についての議論の時間は入れていきたいと思っておりますので、私自身がそう指示をしましたので、次回、住民の方々からお話を聞きたいというふうには思っております。

どちらにしても、情緒的な、見守るだけではもう守れないというのが環境だと私は思っています。誰がどう入って行って整備するのか。ここは、私も含めて高齢者が多いですから、そう長い間できるわけではありませんし、私が今やっている施策というのは、30年、40年、50年先を考えたことを私はやっているつもりです。そのときに希少種が希少種でなくなるような自然環境が最も望ましい。それには犠牲が出る場所もあるでしょう。また、人の手が必要になる、そういう場もあると思えますので、これを考えていかないと、眺めているだけでは環境は守れない、そう思っておりますので、攻撃的にきちんとやれることはやっていきます。

JRとの件については、私が納得しなければ、それは判こは押せませんので、いろんなことを皆さんからも知恵をいただいたり、私自身の考えも相手に伝えて、その上で前提としていた受入れが成立するのか、成立しないのか考えていきたいと思っております。以上です。

[11 番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

11 番 岡本隆子さん。

**11 番（岡本隆子君）**

再質問のないような答弁ということで、時間が本当に再質問があまりできないぐらい短くなりました。お聞きしたいことはたくさんありますけれども、時間の関係上、幾つかさせていただきます。

まず第1番目ですね。町長、環境省の対応が不適切ではなかったかということに対して、みただけの森の盗掘のことを言われました。当時、私もそのことをよく覚えておりますけれども、当時、まずそういう知識がなかったということですね。それから、環境省からこういう通知が

あれば、環境基本条例と希少野生生物保護条例を持つ御嵩町としては、自然環境を保全・保護する町であるわけですから、環境省がそういうふうに重要湿地と選定すると言ってきたわけですから、一も二もなく協力を申し出るのが当然じゃないですか。

そして、町長は整備されていないというふうに言われましたが、平成 28 年には環境省が選定したよというふうに伝えてきているわけです。美佐野という名前はなくても選定されている区域にあるわけですから、当然、現状の調査をすぐすべきだったんじゃないですか。そして、保全計画を立てる。町長は盗掘、盗掘と言われますが、それは盗まれること前提ですよ。まず調査して保全計画が先じゃないですか。それをなさらずに盗掘されるからというのは、あまりにも言い訳ですよ。盗掘を言い訳に何もしないということです。

再質問の 1 点目がそれです。現状調査もせず、保全計画も立てず、何が盗掘だということですよ。

それから、JR がまだ置場計画が決まっていなかったから、町民に情報提供できなかったというふうに言われますが、環境省からこういう選定があったということは、すぐに情報提供を町民にすべきことじゃないですか、こういったことがあるよと。そして、町民参加で保全計画をつくっていくというのがこの環境基本条例の精神だと思います。まずその 2 点お伺いします。

**議長（高山由行君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

言い訳というより行政文書というのはいろいろ来ます。その都度「ほっとみたけ」か何かに載せていけということなのかどうなのかは知りませんが、これこそ言い訳ではないのかなというふうに思います。

過去にも、オオタカを例に挙げただけで、実際に岡本議員が知っていて、もっと言っても分からないという状態ですので、そこはどうしていくのかというと非常に難しい。そういう対応をしていきたいと思っています。

2 点目は何でしたっけ。

**1 1 番（岡本隆子君）**

1 点目が調査して保全計画を立てるべき、2 点目が町民に情報公開、提供すべき、情報提供して住民参加で保全計画を立てるべきじゃないかということです。

**町長（渡邊公夫君）**

住民参加をどのような範囲でやるかというのは、この件は非常に難しいと思っています。

また、保全については、基本的には JR 東海は本当に細かな調査をしています。それで、この部分が手は入れられないところということは明確にしておられますので、それに基づいて御

嵩町としても考えていきたいというふうに思っています。

これから守っていくのは、誰が守っていくのかというテーマを考えたときにいろんな方法があるのではないのか。ただ、今生きている我々、もう高齢化している我々は多分無理だろうなというか、誰しも、後継者をつくってください。ぜひお願いします。

[11 番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

11 番 岡本隆子さん。

**11 番（岡本隆子君）**

保全に対しては、J R 東海が細かな調査をしているというふうにおっしゃいますけれども、これは平成 28 年当時から来ているわけですが、それって J R 東海任せじゃないですか。町として主体的に、希少種といいますか、そういう重要湿地保全に動くべきじゃなかったんですかということ。そこは、でも町長がそうやって言われますので、そういうことは町としてはやらないということですよ。

今、とにかく J R 東海がやっている、J R 東海任せですよ、町長の発言は。今回の保全計画も全て J R 東海任せです。町が積極的に主体的に関わって、こういうふうにしていこうという町長の気概といいますか、町長の方針は全く感じられません。

それから次行きます。

知事の会見録のことについて言われましたけれども。知事の会見録の中で、残念なプロセスということを知事がおっしゃっています。非常に正直申し上げて残念なプロセスでありましてというふうにおっしゃっていますが、この残念なプロセスについては、町長はどのようにこれを受け止められましたか。理解されましたか。

**議長（高山由行君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

当初は、御嵩町に対してかなというふうには思っておりましたが、知事も詳しい情報を御存じないところでおっしゃったわけですので、後々、環境省の対応についても私は残念だと思っていますので、両方合わせてということかなと。むしろ縦割りで言った環境省に対しての言葉のほうがある種正しい受け取り方かなと思っています。私どもも残念と言われた一部でもあるとは認識はしています。

[11 番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

11 番 岡本隆子さん。

## 11番（岡本隆子君）

その残念という認識をしていらっしゃるわけですが、その残念という内容、どこが残念だったと思ってみえますか。

## 議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

## 町長（渡邊公夫君）

先ほど言ったように、盗掘等々の危険があるということ、これらの判断が広めていい情報なのかどうなのかということ、その重要であるかどうかということの判断の基準になったというのが事実でありますので、岡本議員が示そうとされているデータを落としたもの、それよりもよほど詳しい、一本一本を探してやっていますので、むしろ町が調査をしてくれと言ってもそれ以上細かなものは出てこないということは重々分かっています。

町の環境アドバイザーの話も聞いた上でJR東海は調査をしていますので、それ以上の調査をした結果があつた図面になっているというふうに思います。これは情報公開をされようとされてもできないものです。ですから、情報公開していいもの悪いものは必ず出てくるということでもあります。

私、情報公開の精神というのはむちゃくちゃありますよ。隠したら損ですもん。隠さないですよ。ただ、そういう意を酌んでいるということは御理解願いたい。

〔11番議員挙手〕

## 議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

## 11番（岡本隆子君）

残念なプロセスのこの中身をきっちり町長おっしゃいませんけれども、ここで知事は、ざっくりとした選定があつたことをどう受け止めたかというふうに言われていますね。町長、結局このところで環境省にしっかり確認もせず、重要湿地なのかどうかということも確認しないまま今に至っているということです。そして、今年の10月に初めて環境省に対して電話をして確認したと。そうしたら、重要エリアについては、町として把握していないと答えていますよ。ですから、町長、重要エリアのことは、はっきりしていないというふうにおっしゃっていますが、重要エリアについては把握していないと。

そして町長は、処分場予定地のところで、隣接地だと思っていたという答弁ありましたね。隣接地、つまり処分場予定地は隣接地だという認識をしておられます。隣接地だという認識は、つまり重要湿地のところは避けて、その隣地が予定地だという意味だと思うんですが。ですから町長は、重要湿地は避けなければいけないという認識だったんじゃないですか。そこ1点だ

け、簡単にイエスかノーかで答えてください。

**議長（高山由行君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

しゃべり倒しておいてイエス・ノーもないですけど、環境省は永遠に、先ほど言ったエリアしか示してはくれないという説明をしているんです。そして、把握していたのではないかと、把握は重要湿地というよりは希少野生の植物、そして生物がいる場所だということをもう既に確認しているから、湿地であれなけれ、非常に重要な地域だと認識をしているということになります。

[11 番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

11 番 岡本隆子さん。

**11 番（岡本隆子君）**

今日お手元にあります3枚のパンフレットがありますけれども、1枚目はJR東海が出しているホームページからのもので、水色のところが処分場予定地、左下が町有地、右上が民地ということになります。

1枚おめくりください。

2枚目に、これはハナノキの自生地が丸で記してあるものです。三角は幼木ということになりまして、これは2015年当時の資料ですので、若干古いですので、そこは御容赦願いたいと思います。

皆さん、今言ったのがこれですけども、この赤い丸がハナノキですね、そして三角が幼木。さて、この中で町長が隣接地だと思っていたと言われますが、処分場予定地がどこら辺か、大体ざくっと丸つけてみてください。この辺り、この辺り、この辺り。そして、JR東海は避けているというふうに言っていますね。JR東海は避けているというふうに言っていますが、どんなところなのか、ちょっと鉛筆で印つけてみてください。

この赤い丸、ハナノキの成木が80本あります。そして正解がこちらです。このところが処分場予定地です。町長はハナノキじゃなくて希少な野生植物があるところというふうにおっしゃっていますが、この赤いところがハナノキで、ここがつまり湿地群なんです。小さな湿地群、こちらに湿地群が17か所でしたっけ。湿地群が町有地に十何か所、民地のほうにも六、七か所ある湿地群なんです。その湿地群の中に希少種、カザグルマとか何かといういろんな植物があるということなんです。

これでいかにたくさんの湿地群が失われる、つまり希少種がなくなるかということになりま

す。湿地群は、移植しても湿地群そのものを移すことはできませんからね。

そこで、あと3分になりましたので、最後に、町長は、環境基本条例はオール・オア・ナッシングじゃないというふうに言われましたけれども、町のこれは憲法ですよ。それを保全・保護を高らかにうたっているわけですが、その保全・保護どころか、もうまさしく破壊する行為だというふうに思います。

特に町有地です。この町有地、こっちです。こちらには、非常に保護・保全すべきものがたくさん集中しているところです。この場所に残土、それも要対策土を封じ込める、処分するということはとても許される行為ではありません。

候補地Aもしかりです。民地とはいえ、何とか保護・保全する策を考えるのが町の役割ではないかと思います。JRはどうするんだろうとか、JRが事細かにやっているとかというふうに他人事のように言っていることではないかと思います。

日本に重要湿地が何か所あるか御存じですか。633か所あると言われていています。このうちでラムサール条約湿地が53か所、ラムサール条約湿地潜在候補地が172か所あります。合わせて225か所、36%です。まさに御嵩町のこの美佐野ハナノキ湿地群もその一つになる可能性のある場所です。まさに御嵩町の存在を知らしめる大きな資源となる可能性がある場所です。重要湿地を残土で埋めた町長と言われたいよう、重要湿地を守った町長と言われるように決断をしていただきたいと切に願って質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### 議長（高山由行君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。予定再開時刻は10時15分とします。

午前10時00分 休憩

---

午前10時15分 再開

#### 議長（高山由行君）

休憩を解いて再開をいたします。

続きまして、2番 福井俊雄君。

質問は、一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

#### 2番（福井俊雄君）

おはようございます。

今回は、一問一答方式で行いたいと思います。

議長のお許しが出ましたので、通告書どおりに質問をさせていただきます。

まず1点目、各種行政計画の作成に至る予算編成の基準と職員の業務負担についてお聞かせ

願いたいと思います。

少し前になりますけれども、令和4年8月14日、西日本新聞の見出しで、過剰な行政計画、国と地方の関係をゆがめるという掲載がありました。たしか中日新聞朝刊にも同じ内容が掲載されていたと記憶しますが、残念ながらそれは失念しました。ホームページに西日本新聞の記事が残っていましたので、ここで御紹介します。

国が自治体に策定を求める行政計画が増え続けている。2つの問題点を指摘したい。1つは、人手と予算を費やす自治体の過重負担だ。もう一つが、国が自治体を統制する手段ともなっている点である。国と地方の関係をゆがめ、地方分権改革を逆流させかねない。過重負担の実態は全国知事会が昨年公表した調査結果で明らかになった。都道府県が法令に沿って策定した計画296件のうち36%は業務に何らかの支障があり、見直しが必要としている。市町村の計画でも同程度の割合であったと。行政計画自体には意義があると思います。必要な施策の手段や目標時期を体系的にまとめ、段取りよく進めるのに有効だ。とはいえ職員が計画づくりに忙殺され、施策の推進にしわ寄せが及ぶようになっては本末転倒だと思います。

知事会の調査によると、国土強靱化や障害者福祉といった分野は似通った計画がある。既存の計画との重複も指摘されている。縦割り行政の弊害となりかねない。特に負担が重いものは小規模な町村で、全ての計画に対応するのは容易ではない。施策に地域事情や独自性を反映しにくい計画は、市町村ではなく都道府県単位でつくることを検討してはどうか。類似する計画を整理、統合する余地もあるだろう。

自治体が国に策定を求められる計画は、2000年代に入り一貫して増えている。全てが法律で義務づけられているわけではなく、「努力義務」や「できる」と想定された計画も少なくない。無理をしてでも計画をつくるのは、国が補助金や交付金を出す要件とし、実質的に義務となっているためだと。以下省略しますけど。

また、地方自治確立対策協議会、地方分権改革推進本部のホームページでは、次のようなことが記載されています。

地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし、法令等により自治体の規模や特性に関わらず全国一律に計画等の策定やその内容、手続が定められてしまうと地域の自主性及び自立性が損なわれてしまいます。

そのため、計画の策定を求めることは最低限にすべきだとされています。それにもかかわらず、平成12年、2000年頃から法令等によって地方公共団体に計画等の策定を求める規定が増加し続けており、特に小規模市町村にとって大きな負担になっています。

行政活動が複雑、多様化している今日において、行政活動の効率性、整合性を確保すること

を目的として策定させられる各種行政計画は、健全な行政運営には確かに欠かせないものだと思います。

本町では、御嵩町総合計画、地域防災計画、公共施設等総合管理計画、地域公共交通網形成計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画、健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画、一般廃棄物処理基本計画、観光基本計画、新型コロナウイルスの業務継続計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、データヘルス計画、国土強靱化地域計画、環境モデル都市行動計画、21世紀御嵩町教育・夢プランなどなど、行政全般に携わる全てのものが存在します。

これらの計画策定は法律で定められなければならない法定計画、義務づけられている計画、地方、市町村独自で策定する計画とこれも多種多様なものです。計画の重要性や必要性から考えてみても、計画策定には、当然、専門的な知見、知識、緊急分析、精査等が必要であり、行政職員が簡単に一から策定できるものではなく、資料収集一つ取っても大変な労苦が必要になると思います。

法定計画は、法律で定められているものですから策定しないわけにはいきません。資料収集、アンケート調査、調査分析、解説から策定委員会設置、プロジェクトチームの策定、グループワーク、本文策定等々、その策定のプロセスというものは、単年でできるものもあれば、二、三年かけなければ完成しないものもあるようです。

策定後の研修も重要な業務になっていきます。計画という1冊の図書、その事業の教科書をつくり上げるのです。行政職員の心労はさぞかし大きいものだろうと想像に難くありません。

各種計画は、計画年度が決まっています。いつまでに策定しなければならないという終期は決まっているので、担当部署の職員のストレスも半端ではないと思います。こういった計画策定には、民間の各種コンサルタントが存在し、その道のプロフェッショナルが町からの委託を受け手助けをしていただければ担当者も一部そのストレスから解放されることでしょう。

福祉事業ならば福祉のプロフェッショナルコンサルタント、建設関係なら建設コンサルタントといったような民間活力をフルに活用し策定される計画は、専門的な知見を基にしたものとして構築されることでしょう。決して業者に丸投げというようなことを推奨しているわけではありませんので、くれぐれも誤解のないようにお願いします。

仮にこれらの行政計画を職員主導で策定することになると、ひょっとしたら中には中途半端な資料で専門的な意見や知識のないまま策定されてしまうおそれもあります。職員に多大なストレスだけがいたずらに負荷されることが想定されます。法定計画はどうしても策定しなければいけませんし、担当者はどうにかこうにか形として成果物をつくり上げることになります。しかし、職員の心労、ストレスはとても言い表せません。

お金の問題ではありません。繰り返し言いますがけれども、専門的な研究・知識が導入された

計画でなくてはならないものもあります。委託に出すべきものは入札という競争を働かせてでも、低価格で専門的な知識を有する優秀な業者に任せることが優良な計画策定の手法だと私は思います。本町には財政問題は存在しないのであれば、しかるべき業務はしかるべき業者に委託する、餅は餅屋に任せる、これは当たり前のことだと思います。

そこで、3点質問させていただきます。

まず1つ目、安直に職員にやらせればいいなんてことはないと思いますが、本町は行政計画を策定する場合、どの程度業務を外部委託しているのでしょうか。近年の計画策定では、外部委託せずにいわゆる自前で策定した業務はありますか。おおむね行政が策定する計画は5年スパンぐらいで改定されると思いますので、ここ5年ぐらいのうちに外部委託した計画、委託せずに庁内のみで策定したもの、詳細に分ければ教えてください。

2つ目、外部委託の予算を認める認めない、その予算編成の基準はどのようなものでしょうか。行政計画のみならず、従来外部委託していた業務を内部で、つまりは職員の自前で業務を遂行させている事案があれば、その基準となるものを教えてください。

3つ目、外部委託せずに策定した場合の職員の疲弊、ストレス、時間外勤務の増加など、職員の事務負担はどの程度ありましたか。担当した職員の本音の生の声をぜひお聞かせください。現場の職員の本音の声を聞かせてください。

以上3点、簡潔に御答弁よろしくお願いをいたします。

#### 議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

総務部長 各務元規君。

#### 総務部長（各務元規君）

それでは、福井議員の各種行政計画の策定に至る予算編成基準と職員の業務負担についてと題しての3つの質問に答えさせていただきます。

町が策定する行政における各種計画は、法令等に基づき行政運営上必要な計画をはじめ、国の交付金や補助金を受ける要件となっている数ページの計画を含めると数多く存在します。職員が幅広い範囲の事務を行う中で、新たな計画や更新計画の策定は、行革で人員が減っている状況に加え事務量も増え、負担が増大するのも事実です。

一方で、国などは、こうした市町村の声を受け計画案を効率的に作成するためのひな形を示したり、先行する事例を紹介するなど、最近では策定のサポートも増えてきたのも事実です。

初めに、計画策定状況についてです。

この5年で作成した計画は全部で40件、そのうち全てを委託した計画は21件、アンケート調査など専門業者の知見を必要とする集計や分析など一部を委託した計画は4件、これらの委

託金額の総額は約1億円となります。

また、国が示した計画策定の手引や策定ガイドライン、他の自治体の計画を参考に自作で策定した計画は、軽微な修正も含めると15件あります。

次に、予算編成の基準についてです。

委託に関する考え方については、毎年、職員に示す予算編成方針において次のとおり示しています。安易に業務委託をせず、委託すべき業務と内部執行すべき業務、職員ではできないものは何か、どの部分を委託するのかについて精査をし、経費の抑制に努めること。各分野計画等の策定に当たっては、職員の政策形成能力の向上を図ることを目的として、原則、担当する職員で策定することとする。ただし、専門性を必要とする調査・分析等の必要がある部分の業務については委託を可能とする。過年度に類似の計画策定等の業務を委託している場合には、その効果を十分に検証すること。民間等への委託可能な事業については、行政運営の効率化、町民サービス等に十分配慮し、人件費を含めたトータルコストの削減につながる場合は積極的に委託化を検討すること。

以上の方針を踏まえ、予算ヒアリングにおいて、職員で行うほうが効果的か、逆に外部委託するほうが効果的・効率的かどうか、地方自治法に定める最少の経費で最大の効果をとという原則に基づき、担当職員と十分に話をしながら決定しています。

最後に、策定した場合の職員の実態、疲弊、ストレスなど把握についてです。

実際、計画を自作することについては、予算のヒアリングなどにおいて職員からは、日常業務が多忙でとてもやる時間がない、専門的知識や経験がないから難しいなどの声がある一方で、事業に係る知見が蓄積された、町内全体の課題や施策の方向性についての認識を深めることができたなど職員の能力開発につながる気づきの声もありました。

地域の課題が何であるかを把握し考え、そして課題解決に向けた政策につなげていく、これこそが地方自治体職員の仕事の本質の一つです。職員自らが考え、地域に出向き、施策や計画を組み立てていく、こうして実践した職員の能力が御嵩町の人的資産として残っていくことは重要なことだと考えています。

各種の計画策定プロセスにおいて、誰が何をどのように担うか、職員の業務、職務の内容の多様化が進んでいる現在、職員の働き方にも注意を払いつつ、最少の経費で最大の効果を上げられるよう今後も取り組んでいきたいと考えています。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

**2番（福井俊雄君）**

では、再質問させていただきます。

今の話で、予算策定時のヒアリングにおいて、予算編成方針に基づき担当課職員と十分話をしながら最終決定を行っているということですが、担当者が予算編成、予算要求するときは、全て担当者の希望どおりに予算編成ヒアリングにて予算要求していますか。その前段階で担当部長がカットすることはないでしょうか。

予算策定のヒアリングに上がらないと担当者の声が上層部に届かないんじゃないかという、そんなことを思いますけれども、部長としてどう考えておみえですか、お答えください。

**議長（高山由行君）**

総務部長 各務元規君。

**総務部長（各務元規君）**

それでは、再質問にお答えします。

それぞれの担当が上げてきたものは、それぞれ各課長、それから部長などを經由して予算ヒアリングには情報は上がっておりますので、それぞれの上層部の段階で精査はされていると認識しております。

[2番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

2番 福井俊雄君。

**2番（福井俊雄君）**

では、次に質問させていただきます。

職員にヒアリングをされたということですけど、一体どれぐらい、何人ぐらいの職員にヒアリングをされたのか、どの部門のどの部署、全ての部門で直接業務に携われる係長または係長以下の職員に聞いたのか、この質問に対応できたのか、総務部長としての答弁をしいのかというようなこと、役場組織全体の意見としてまとめられているのか、このことについてお聞きします。

**議長（高山由行君）**

総務部長 各務元規君。

**総務部長（各務元規君）**

お答えさせていただきます。

ちょっと質問の意図がよく分からなかったところがあるんですが、予算ヒアリングにおいては、全ての係長からそれぞれの思いを財政担当にしっかり伝えております。そういったところでいろいろ議論もしておりますので、声というものはいろんなところで上がってくると、そう

いったものを報告は受けております。

[ 2 番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

2 番 福井俊雄君。

**2 番（福井俊雄君）**

もう一つ聞きますけれども、ヒアリングを行いながら自前のできる計画、あるいは委託しなければならない計画を判断するという事を総務部長は言われるんですけど、一体それは誰が判断するんですか。

質問を私がしたのは、金額ではなく職員の身を削ってでも自前で策定しなければならないことがある。担当者は予算要求しているにもかかわらず、自前で策定しろというのはちょっとこれは乱暴だと思うんですけども、その辺のことをいかがお思いですか。

**議長（高山由行君）**

総務部長 各務元規君。

**総務部長（各務元規君）**

例えばヒアリングの中でよくある話なんですけど、担当が全委託をする金額の総額を上げてきたとします。財政担当としては、ほかの自治体などの委託状況なども確認しております。そうすると大きな市が御嵩町が上げてきている予算よりも少ない金額で委託を出したりとか、そういった事実なんかも確認しておりますので、そういった先進的な自治体にどういったことを業務委託し、どういったことを自分たちでやるのか、しっかり確認して再度ヒアリングに臨んでほしい、そんなようなやり取りをさせていただいております。

[ 2 番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

2 番 福井俊雄君。

**2 番（福井俊雄君）**

判断は総務部長がされるわけですね、今言われた。私、誰が判断するのかということ聞いていますけど。

**議長（高山由行君）**

総務部長 各務元規君。

**総務部長（各務元規君）**

当然、財政がヒアリングし、大体の費用の予算の枠をしっかりと詰めてきたものを承認していくということになりますので、執行部が判断していくということになります。

[ 2 番議員挙手]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

これはいずれにしてもお金の問題ではないと思うので、新庁舎建設工事に係る費用は捻出できても外部委託する予算は認めないとか、従来の業務をスムーズに執行できなくなるおそれもあります。職員が、私も聞いているところによると疲弊をしているということも確かなことです。

これは常識をちょっと外れた話ですので、総務部長が予算を止めることがあれば、ほかの方法や手段、例えば人員をその年度は補充するとか手法はあると思います。それでも果たして専門的な計画はできるのでしょうか。職員から生の声をぜひ私も聞きたいと思っています。ほかにもインフラ整備やソフト事業など予算がつかず苦勞されていないか、職員からの本音の声が聞けたらとこの問題に対して強く思いました。

以上です。この問題に関しては終わります。

議長（高山由行君）

大項目1点目は終わりですね。

2番（福井俊雄君）

はい。

議長（高山由行君）

じゃあ、続いて大項目2点目お願いします。

2番（福井俊雄君）

では、2項目めに移らせていただきます。

可茂消防事務組合御嵩分署移転についてお聞きいたします。

前回の一般質問の再質問で少し聞きましたけど、引き続き今回疑問に思う点についてお聞きしたいと思います。

なお前回、返答があまりもらえなかった可茂消防事務組合御嵩分署の建設の主体は一部事務組合であり御嵩町でないことは承知をしておりますけど、土地選定に関して直接関わっておられますので、この点について質問させていただきますので、了解をお願いします。

これをお聞きする前に、可茂消防事務組合、岐阜県土地開発公社、御嵩町に対して情報公開請求でお聞きしましたので、それに伴ってお聞きをしたいと思います。

前回、可茂消防事務組合、御嵩町、どちらが主体で候補地選定をしたかという疑問に対して、平成27年5月27日の協議記録にて、御嵩町主導で用地を探すことについて、御嵩町側の了承を得るという文書が可茂消防事務組合の中にありました。私はこれで理解しました。

また、副町長の責任という点も前回お聞きしましたが、あくまでも個人情報を守る盾に取ることになるので、これ以上私は追及しません。ただし町民の多くの方は新庁舎建設に賛成・反対に関わらず説明責任があるということは周囲の方々からの意見として多くあることを申し上げておきます。

令和3年12月3日の売買契約書について情報公開請求を行ったところ、岐阜県土地開発公社からの資料には住所、氏名がしっかり入っているのですが、同じ情報公開請求をした消防事務組合の資料は全て黒塗りにされていました。その協議事項の多くには所有者は入っていません。誰が何のためにそうされたかは分かりませんが、他の市町村に知られたくなかったのかなと私は推測しています。

令和2年6月10日の候補地選定の打合せに以下の記録があります。

可茂消防はどこに建設しても同様の大きさ、希望の優先地は、候補案の副町長の土地に建物の計画のまま建設、2番、現役場の跡地に建物は計画のまま建設、3番、副町長の土地に建物の規模を縮小して建設とあります。このときに既に副町長の土地に決まったということが見てとれます。

そして、同じ日に候補6地点のうち、空洞は30メートル深いということで決定したと思います。これは副町長の土地の話です。

ところが令和3年1月15日に組合に対して以下の資料で協議しています。

候補地は、ハザードマップの空洞深度分布図において15メートル深く、30メートル浅いと示されています。ところが国交省の調査で、昭和61年に隣接地でボーリング調査を実施し、地表より30メートル以下に亜炭層2層、61メートルに3層の亜炭層があるが、空洞は発見されていません。このことが30メートル深いところにしか空洞がないという根拠になったと思います。

ところがその後、中188番地の1、副町長の土地に立て坑があり、昭和60年頃に床板にある坑口閉塞工事が実施されていますが詳細については不明とあります。

ちなみに、参考にこんなことも書かれています。

国や県が管理する国道及び県道に空洞があった場合の対策工事は、おおむね地表から30メートル以内の空洞を対象に実施していますとあります。何か無理にも30メートル深いところにしたかのように思えて私はなりません。

※ そして、この後、令和3年12月3日に売買契約を済ませ、地権者である寺本公行さんに〇〇〇〇〇〇円が払われ、12月15日と27日にボーリング調査をし、1本目は29メートルから31メートル、2本目は28メートル、29メートルに空洞が見つかっています。

以上の経緯を踏まえて2点質問させていただきます

1点目、そもそも亜炭鉱空洞のボーリングをどうして、空洞調査を売買契約の前にしなかったんですか。立て坑があるんだでやらせるべきではなかったでしょうか。

また、最初の打合せ、平成27年5月27日にはこんな一文があります。

御嵩町は、亜炭鉱の問題は正直目に見えないため、ボーリング調査を実施してほしい。組合として一画地で3か所程度と助言をもらう。深さと費用は正確には現段階では分からないとあります。ちなみにこの会議に寺本副町長は当時総務部長として出席をされております。

また、候補地選定の令和3年1月15日、こんな書類がありました。

令和3年2月4日、亜炭鉱対策について、消防、ボーリングの地点から亜炭鉱の空洞が確認され、確認されたからには何らかの対策の方向で考えている。対策に係る概算費用は、詳細調査、充填工事で約1億円である。対策費として資金調達、そして県の補助金制度があるが、ハードルが高そうであることが分かり、資金調達については検討中であるとあります。

このボーリング調査って一体どこを示しているんでしょうかね。12月にお金が支払われるその10か月前にこういう話をしているんですけども、この会議というのは御嵩町で行われ、土地開発公社、消防事務組合、御嵩町の担当者も参加していますけれども、これは具体的な場所を地番で答えてもらいたいと思います。

2点目の質問です。

平成27年2月27日、一番最初の会議ですけど、下段にこう書かれています。

当時の消防団長の個人的な希望は、バイパスではない国道21号線沿いである。オガワヤ跡地がいいと言っていた。団長の扱いはこじれると大変なので、町のほうで状況説明を行うことにするとあります。

当時この場所は、亜炭鉱充填は行われていませんが、現在、終了もしくは今後やられると思います。現候補地がそれぞれ問題点を抱える以上、上記のオガワヤ跡地を含め充填工事が終了済みの場所に町として変更する希望意思、ほかへの選択肢はあるのか、以上2点についてお伺いします。

具体的な回答は難しいかもしれませんが、当時の状況などを踏まえ、可茂消防事務組合御嵩分署候補地選定として主体的に関わってきた御嵩町の姿勢などをお聞かせください。御答弁お願いいたします。

**議長（高山由行君）**

執行部の答弁を求めます。

総務部長 各務元規君。

**総務部長（各務元規君）**

それでは、答弁を行うに当たり質問を整理するため、1点確認をさせていただきたいのですが、議長、よろしいでしょうか。

**議長（高山由行君）**

はい、よろしいです。

**総務部長（各務元規君）**

事前通告に添付のありました県土地開発公社の記録、先ほども説明がありました。この日時に1年のずれの誤りがあることを県公社に確認をしております。この日時のずれによりまして御質問の前提が変わってしまうと思われませんが、どういたしましょう。今の質問のままお答えすればよろしいでしょうか。

[2番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

2番 福井俊雄君。

**2番（福井俊雄君）**

令和3年じゃなくて令和4年ということですか。こんな大事な文書に1年違った日付を書かれているわけですか。非常に残念な話ですけど、違いますか。

**議長（高山由行君）**

総務部長、質問のどこら辺だとかということについて、詳細に言ってくださいね。

**総務部長（各務元規君）**

事前通告のありました県土地開発公社から情報公開請求をされております打合せ記録という書類の日時が、令和3年2月4日金曜日となっております。もし令和3年2月4日であれば木曜日だと思います。これは令和4年の2月4日の金曜日に打合せをしているというのをうちの担当の係長のほうから確認をしております。ですので、残念なことだとおっしゃられましたけれども、これは県公社の記録を福井議員が情報公開をされて取られた資料でございますので、ここの誤りについては私どもも不思議に思いましたので、県公社のほうに確認させていただいたという次第でございます。

[2番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

2番 福井俊雄君。

**2番（福井俊雄君）**

その打合せ記録の出席者に御嵩町の係長も出席されておりますけど、同じ文書を僕は御嵩町からのには見当たりませんでしたけれども、御嵩町のほうには残っていますか。

**総務部長（各務元規君）**

御嵩町のほうに残っているかどうかという、伊佐次係長のメモということで確認をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

## 2番（福井俊雄君）

分かりました。じゃあ答弁をお願いします。

### 総務部長（各務元規君）

じゃあそのままということでの質問ということで答弁させていただきます。

それでは、福井議員の質問に町長が御答弁を申し上げる前に少しお時間をいただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、可茂消防事務組合御嵩分署移転についてと題して、1つ目の質問に答えさせていただきます。

初めに、冒頭で確認させていただきました令和3年2月4日付の県土地開発公社の情報公開記録に基づきボーリングの場所をお尋ねされています。この記録は日時の年が誤っており、令和3年ではなく、正しくは令和4年の誤りであることを県公社に確認しております。したがって、ボーリングの場所は、議員が質問の中で御紹介いただいた2か所となります。

御嵩分署の建て替えに当たり、町は従前から可茂消防事務組合が希望する移転候補エリアのどこで建設をしたとしても亜炭鉱廃坑の問題があることを組合に説明してまいりました。既に御承知かとは思いますが、組合が希望した、21号バイパスの北側で古屋敷交差点から南山団地入口交差点までの区間及び県道多治見・白川線沿いなどから9か所の候補地を示し、その中から組合に選んでいただいた土地を候補地として選定しております。

その上で選定用地に関する重要事項として最大限の亜炭鉱についての情報を協議書で示し、最終判断を可茂消防事務組合に委ね、その決定に基づいて事業を進めてきた経緯があります。

御質問のボーリングについてですが、仮に売買契約前に候補地のボーリング調査をしても、空洞が確認されるたび別の候補地に変更することとなれば、新たな候補地の測量費や設計費に加え、再度のボーリング費用など予算措置以上の膨大な費用を発生させますし、予算措置ができていないものは執行できません。

このような事態とならないよう可茂消防の意向を受けて、まずは土地を決定し、町の予算措置をした上で造成を行っていただく県土地開発公社との間で公共事業用地の先行取得等に関する契約を締結して進めてきたものです。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

### 議長（高山由行君）

次に、町長 渡邊公夫君に答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

## 町長（渡邊公夫君）

それでは、福井議員の質問にお答えする前に、議長にお願いをしたいと思います。

福井議員の質問の中で、用地費の数字が入っておりました。議会議員の議場での発言として、私は好ましいとは思いません。副町長には公人であるからプライバシー、貯金通帳まで公開せよということでしょうか。私は議事録から削除していただきたいということを検討していただきたいということをお伝えいたします。

それでは、本題の質問のほうにお答えしていきたいと思います。

まだ福井議員は、予算の仕組みというのが分かっておられないなあということを素直に感じました。誰がお金を出してボーリングをするのか、御嵩町ですか、どうですかということです。

あとは先ほど質問にあったように、御嵩町が委託業者と同じ役割を果たしたと、用地購入にしても、あとボーリング調査にしても、地下充填にしても、全て事業としていえば、一部事務組合が決めることです。それらは御嵩町の議員が言い出すということ自体異常だなというふうに思っています。

人は勘ぐるわけですが、福井議員が、もし私が勘ぐるとしたら、オガワヤのところがいいという、オガワヤの地権者の誰か知り合いでもいるのかなと、そう疑われかねない。だから、私は議員も町長も務めてきました、長年であります、用地を購入する際に地権者の名前を知らなくても、金額を知らなくても、そこが適地であればよいとする考え方を貫いてきたつもりです。私自身は性善説でありますので、そのようなことを感じながらこの文言等々を読ませていただきました。

用地に関しては、基本的には担当者レベル、職員レベルで、ある程度のところが決まったらそこで頑張らせるという以外にないと思っています。

2点目の質問についてお答えしていきたいと思います。

可茂消防事務組合に対しては、あらゆる部分で大変な御苦勞をおかけしていると、御嵩の地でそういうことが起きているということに対して本当に申し訳なく思っております。情報公開条例に基づいて公開してくれということに対して、ああという感じではありませんよね。法定根拠もしっかりと調べた上でやらなきゃいけない。余分な仕事であります。人が疑えばどこまでも疑えるわけですが、それを町内の調査程度にとどめてくれれば、それはそれで町で完結するわけありますから、可茂消防事務組合に対して本当に御迷惑をおかけしているかと申し訳なく思っています。

南消防署御嵩分署の移設については、整地をした完了後にもう一度買い戻していただくというのが、どこの町でも同じやり方をしております。

実はこれは御嵩町の分署については訳ありでして、もともとは中消防署中央分署、東、森山

分遣所の新規建設が迫っている中、御嵩町の用地が決まらない。それは庁舎近隣がいいという御嵩分署の希望、可茂消防事務組合の希望がありましたので、なかなか場所が決まらないということで、私が森山分遣所について、これ以上待つてもらうわけにはいかないから御嵩町の分署をどっこえて先にやってくださいということをお願いして、今竣工し利用されている消防署。その後に持っていつているわけですが、御嵩分署の後、既に西可児分署の建設が決まっています。土地も決まっています。そういう意味で一部事務組合としての可茂消防はお急ぎになっているということは十分伝わってまいります。

副町長の土地が消防署建設に好位置であると評価されているのは、以前より何となく私も聞いておりました。人の土地のことを私は知ったこっちゃないと思っていますが、あそこに副町長の土地があるということは知っていました。もし決定されるといろんなことを勘ぐられるだろうとは思っておりましたが、先ほど部長が言いましたように、9か所候補地を示して、どうぞといった立場ですので、その中の一か所が副町長の土地であったと客観的に可茂消防事務組合が決定されたものであると私は認識しております。

ただ、なぜ適地かといろいろ考えるわけですが、先日、長野市で、3月31日今年度をもってある公園が閉鎖されると。1人の人が子供の声でやかましいというクレームが度々入ったことによって、結構大きな公園が閉鎖されるということになってしまいました。保育園を庁舎の裏に持っていきたいと私が言ったのは、中保育園をどこに移設しても、ある意味迷惑施設、なくてはいけないけれど、うちの前は嫌だということだと思います。そういう意味では、庁舎の裏ならそうした声は上がってこないだろうということも考えてのことです。

消防署についても、なくてはならないと誰でもおっしゃるんですけど、自分のうちの前じゃ嫌だと思われるのも事実かと思しますので、そうした問題をクリアしていくために、周りにほとんどないところを選択されるというのが可茂消防の選択の根底にあったんだろうということも容易に想像ができます。

可茂の町村長会というのがございまして、そこで、さすが各自治体のトップです、よく分かってみて、用地の位置は可茂消防が決めた、そうであれば議論をする必要はない。余分に財源が要る、つまりボーリング調査をし地下充填をする約1億円と言われている通常の消防署を造るよりも、1億円ほど余分にお金はかかるということは、各市町村に負担が多く課せられることになる、それは問題なんだと具体的におっしゃいました。

地下空洞の歴史であるとか、昼間の人口が6,000人ぐらい増えていた。御嵩から出ていく人もあったでしょうから、7,000人、8,000人という人が入ってきたということは、それぞれの自治体から何人もの方が働きに来てみえたというのが御嵩の亜炭の歴史です。そういう意味でいけば、私がそれは国の責任でしょうというのもうなずけるかと思えます。

御嵩町は、先ほど部長が申し上げたとおり、どこでやってもボーリング調査をしなければいけません。ただ、加茂郡、可児市、可児市は位置によってはされるでしょうけれど、加茂郡はそんなことは一切関係ないです。ボーリング調査を何でするんだというような声も上がるぐらいです。御嵩はどこに決定していただいてもボーリング調査をしなければ公共施設は建てられないということになっていますよということをお伝えして、理解をいただいた案件だと私自身は思っております。

したがって、位置の変更については、希望も意思も何も持ちません。お決めになるのは、組合の管理者であり、組合議会であります。私はその組合の一議員、議長も一議員であります。議長は議会を代表して行かれるということでもありますので、そこで管理者が提案されれば、賛成か否かということを表示するというのが私の立場でありますので、その点については御理解をいただきたいと思っております。以上です。

[ 2 番議員挙手 ]

議長（高山由行君）

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

もう時間も迫っているので、1 点だけちょっと聞きますけれども、あの場所は副町長の土地だということに対して、町長は何ら自分も含めて道義的責任はない、その 1 点は確かですね。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

当たり前です。

[ 2 番議員挙手 ]

議長（高山由行君）

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

今、可茂消防事務組合の話で、周りに住んでいる方が見えないところに決まっているところが多いということですが、例えば下米田、潰れたパチンコ場の跡なんですけど、すぐ裏側に住居があります。また多く住居があるところもありますので、そういうことだけお伝えして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

議長（高山由行君）

これで、福井俊雄君の一般質問を終わります。

なお、町長からの提案のありました議事録の件は、事務局と法令、先例を調べまして、質問

者と相談してどうするかを私が決定して町長に伝えますので、よろしくお願いします。

引き続き一般質問を行います。

1番 清水亮太君。

ただいま 11 時 10 分ですので、1 時間使いますと 12 時になってしまいますので、それ以降は午後からということですのでよろしくお願いします。

どうぞ。

#### 1 番（清水亮太君）

今回は、行政のデジタルトランスフォーメーションについて質問いたします。

デジタルトランスフォーメーション、表記としてはDXとされますが、定義としては様々あります。総務省では、企業が外部エコシステム（顧客、市場）の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ・アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通じて、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立することとしています。意味が全く分かりにくいですが、簡単に表すと、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させることだと解釈されています。

私の小学生時代にはコンピューター教室が特別な場所で、コンピューターに触れるのは非常にわくわくしたことを覚えています。現在は、学校教育では生徒1人に1つの端末が用意されて、授業ではプログラミングまで行われています。時代の流れを感じます。

また、現在の農業の先端では、ICTを活用したコンバインがあり、水分率やたんぱく含有率、収量などのデータが計測できるため、作業の効率化が図られているようです。

こういった単にデジタル化にとどまらず、社会としてICTを活用していく土壌を形成していくことがデジタルトランスフォーメーションだと言えます。

国による動きを見ていきたいと思います。

令和2年12月、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化が示されています。

また、住民の身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要であると指摘されています。それが自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に表されています。

さらに、令和3年5月には、デジタル社会形成基本法、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を含めたデジタル改革関連法が成立、公布されています。

また、令和4年6月、デジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、基本方針を踏襲した目指すべきデジタル社会のビジョンが明示されています。

さらに、デジタル田園都市国家構想基本方針も示されたことから、令和4年9月、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画は第2.0版として改定されております。同推進計画では、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められるとともに、デジタルトランスフォーメーションを推進するに当たっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことも重要であると示されています。

また、デジタル社会形成基本法第14条、地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方自治体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。第15条、国及び地方公共団体は、デジタル社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないとされており、法律の位置づけも存在します。

また、デジタル庁も設置されるなどデジタルトランスフォーメーションは社会の要請であることが分かります。

国のデジタルトランスフォーメーション政策推進の契機となったのは、新型コロナウイルスの感染拡大であったようです。新型コロナウイルス対応において、地域、組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処する必要が出てきました。

デジタルトランスフォーメーションの重要施策として、マイナンバーカードの推進もありますが、10月の時点でようやく50%を超えた程度で進捗評価はあまりよくないでしょう。しかしながら、マイナンバーカードでできることが増え、利便性が上がれば、その普及率も向上していくことも考えられます。例えばマイナンバーカードを用いて住民票などをオンラインで申請することが考えられます。現在ではそういったサービスを提供する自治体も出てきていますが、一方でシステム導入などの障壁もあるかと思えます。

国がデジタルトランスフォーメーションを推進していく以上、いつかはこういったことを対応していくことになるかと思えますが、現在の状況をお聞きします。

また、デジタル社会形成基本法にもあるように、デジタル社会形成に関する施策について、国、地方団体の相互連携を図らなければならないとしている以上、自治体のデジタルトランスフォーメーションがなされていく流れであると思えます。

既に御嵩町では、岐阜県のデジタルトランスフォーメーション推進事業と関連してAI

チャットボットツールを令和3年度より導入しています。これは、町ホームページでミーモくんがチャット形式で質問に答えるという形で、ホームページ上の情報にアクセスしやすくなるという補助ツールであります。令和3年度の利用者累計は418人で、1,380件の質問があったことから一定の成果はあったように思います。

こういった事例のほか、国や県からの指導で行うデジタルトランスフォーメーション関連施策の予定がありましたら併せて教えてください。

デジタルトランスフォーメーションは、単にデジタル化を目指すのではなく、ICTを活用して社会、組織をより洗練していくことです。そういった意味では、町職員が使用するグループウェア、ガルーンへの更新も御嵩町のデジタルトランスフォーメーションと言えるかと思います。ガルーンを利用することで職員間の情報共有もしやすくなったり、タイムライン機能で意見交換ができたり、会議室や公用車の予約も含めた自他のスケジュールの管理・共有もできたりするなど、仕事のしやすさが向上したという点は非常に良かったのではないのでしょうか。

ガルーンの選定の際は、町職員10名ほどで検討会を立ち上げた経緯があるようで、こういった現場の声をしっかりと反映し、ICTを活用して現在の問題、課題を解決する、あるいは最適化を目指したことは、デジタルトランスフォーメーションの好例であるかと思います。

町職員は、まだまだ日々の業務の中で問題、課題、あるいは不便を感じているかもしれません。また、地域の課題をICTの活用で解決できる余地があるかもしれません。そういったことの解決を図っていくことが自治体トランスフォーメーションであるかと思います。課題を洗い出し、しっかりと国や県に要望していくことが今後の社会では特に必要になっていくかと思えます。

そういった体制が整っているのか、どのような課題などが見つかっているかを教えてください。

私の1つの提案として、交通事故の情報をデジタルで共有することについて述べたいと思います。

交通事故を所管しているのは、言うまでもなく警察です。日々多くの交通事故が発生しておりますが、その多くは事故が発生した地域と情報が共有されることはありません。以前警察で確認した話では、交通事故の件数はあまりにも多く、情報共有は難しいと言われております。事故調書をデジタル化して共有システムが構築されてしまえばできるのではないかと素人感覚で思ったのですが、不可能なのでしょう。地域の安全という意味では自治体が情報を持つことも重要ではないのでしょうか。

カーブミラーの設置は、現在は要望箇所を交通安全協会や総務防災課職員が確認して設置の可否を考慮されているかと思いますが、交通事故のデータという客観的なデータがあれば、

違った側面からも地域の安全を図ることができるのではないのでしょうか。

交通量に対して事故が起きやすい箇所が分かれば、より安全な対策が取れて地域の安全に寄与できるかと思います。無論、その情報共有によって互いの仕事量を増やしてしまっただけでは本末転倒ですが、システムの構築さえできれば多くの労力は必要とせず、むしろ警察組織としても仕事が簡潔となるチャンスのように思います。すぐに実現というのは無理でしょうが、現在の社会の流れを見るに、近い将来、こうした流れになるかと思います。今からしっかりと要望を出して流れを決定づけるべきかと思います。

3点質問いたします。

1点目、国や県との関連施策を含め御嵩町のデジタルトランスフォーメーションの今後を教えてください。

2点目、ICTで活用されそうな御嵩町の課題や問題、あるいはICTを利用したいことなどの洗い出しの状況はどのようになっていますか。

3点目、交通事故のデジタル情報共有について、要望を出すお考えはありませんか。

以上3点、御答弁をお願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

副町長 寺本公行君。

#### 副町長（寺本公行君）

気を取り直して答弁していきたいと思います。

清水議員の小学生時代はコンピューター、私の小学生時代はコンピューターはおろか電卓もなく専らそろばんです。願いましてはと云っていた時代であり、清水議員以上に時代の流れを痛感します。

それでは、行政のデジタルトランスフォーメーションについて清水議員の質問にお答えします。

デジタルトランスフォーメーション、通称DXと呼ばれていますので、以後DXと述べさせていただきます。

質問は3点。

まず1点目、国・県との関連施策を含め御嵩町のDXの今後についてお答えします。

最初に、DXに係る国及び県の動向であります。

総務省が策定した自治体DX推進計画では、オンライン化を推進すべき事務業務のうち、引っ越し手続のワンストップ化の実現と、子育て、介護、被災者支援関係のオンライン手続を令和4年度中、原則全ての市町村で行うことを目標に掲げています。

岐阜県においても、令和8年度までに全市町村でスマートフォンを用いて原則全ての申請、相談等の行政手続をワンストップで完結できる、持ち運べる役所の実現を目指しています。

ちなみに先月、県のデジタル推進局長が来庁され、町長と面談を行っております。その折、トップダウンで手続のオンライン化を進めていただくよう要請を受けたところであります。

国・県の動向を踏まえた上で、次に御嵩町のこれまでの取組について主なものを説明します。

国は、デジタル・ガバメント実行計画において、58件の申請手続業務をオンライン化するよう求めています。そのうち御嵩町では、地方税申告業務eLTAX、電子入札、さらに子育て関係15業務の合わせて17業務のオンライン申請を既に開始しています。特に子育て関係15業務については、児童手当の受給資格及びその額についての認定請求、現況届の提出など、また保育施設の利用申込みといった申請がマイナポータルを通じてオンラインでパソコン、スマートフォンから行うことができます。

このほか、町民サービス向上を目的とした清水議員も御指摘のAIチャットボットの導入、稼働しています。テレワークの推進、ウェブ会議、ペーパーレス会議促進のため、業務用端末をタブレット型に更新、Windows機能を搭載した大型モニターも購入しています。

以上、現在に至るまでのDXに係る主な取組であります。

今後の展開、予定について述べさせていただきます。

総務省が掲げる目標に向けて、今年度中には転出届などの引っ越し手続、介護関係では、要介護・要支援認定の申請など11業務、被災者支援関係では、罹災証明書の発行申請業務をそれぞれオンライン化します。さらに図書館での図書貸出し予約のオンラインも順次進めていきます。

次に、新たにLOGOフォーム、LOGOチャットといったアプリケーションの試験導入を開始したところです。この聞き慣れないLOGOフォームとは一体どのようなものなのか、一言でいえばデジタル化総合プラットフォーム、つまり自治体職員が電子申請や申込み予約、アンケートなどのフォームを作成、集計し、一元管理できる自治体専用システムであります。民間企業が提供するサービスであり、令和4年11月現在で全国で477自治体が既に導入しています。

LOGOフォームの対象とするオンライン化の業務は、行政手続だけでなく、施設の申込み予約、住民アンケート、さらには町内の業務システム等、行政における様々な紙での業務や手続を対象としています。幅広い業務のオンライン化に活用、住民や事業者が来庁せずとも申請、予約できる手続の範囲が広がることで、住民サービスの向上が期待できます。

また、LOGOチャットは、自治体専用のビジネスチャットであり、LGWANとインターネット、両方の環境から特別な設定なしで使える国内初のクラウド型チャットツールです。災

害時の避難所の様子が写真などで報告、情報共有することができ、その活用が期待されるころであります。

今後、その有効性を検証した上で導入を進めていきます。これにより多くの申請をオンラインで受け付けることが可能となります。今後もさらなるDXの推進に向けて、国・県の動向を注視しながら、行政のデジタル化に取り組んでいく方針です。

次に2点目、ICTを活用することで解決されそうな町の課題、問題の洗い出し状況についてお答えします。

DXを推進する体制は、総務防災課が所管しており、係長、係員の2名で対応しているのが現状であります。今後のDXの展開を考えると、体制を強化する必要性は感じていました。過去、企画課に情報推進係があり、係長以下2人で専門的に対応していたときもあります。係の再編も選択肢の一つではありますが、まずは全庁的、横断的な推進体制、プロジェクトチームを立ち上げたいと思います。情報部局のみならず、各課の若手職員により構成するDX推進委員会を設置します。

この委員会において、各課で抱える問題点、課題点を洗い出し、ICT活用の可能性を全庁的に検証しながら、DXを推進していくこととします。あわせて、今後のDXの展開をにらみながら、デジタル人材の育成に努めていきます。国・県の支援を活用し、知識、能力の向上を図るための各種研修に職員を積極的に受講させていきたいと考えています。

最後、3点目、交通事故情報のデジタル共有についてお答えします。

警察署に確認したところ、物損事故については、確定した件数として情報を保有していないため、情報提供はできないとのこと。人身事故に関しては、ピンポイントでの危険箇所特定は困難なもの、この区間で何件といった形の情報提供はできるとのこと。ただし、死亡事故については、路線名と事故概要として、年齢、性別、事故原因などの情報は、その都度情報提供されています。このことから、交通安全施設設置などの対策を検討する上で必要となる情報を得るのは困難と考えます。

現状、警察もGISを使ったデジタル対応でなく、アナログ、紙での情報管理をされています。しかし、DXの波は警察行政にも今後及んでくることが予想され、その進展も見ながら、要望、情報連携をしていくこととします。

最後に、DXを推進しデジタル社会を形成するための課題について述べます。

デジタルディバイド、情報格差の問題です。DXを活用したサービスを受けるには、マイナンバーカードが必要となります。10月末時点での御嵩町のマイナンバーカード普及率は54.1%です。全国平均、県平均よりも高い率ではありますが。しかし、現在開始しているオンライン申請の利用件数は少ない状況であり、オンライン手続の周知はもちろん、マイナンバー

カードのさらなる普及促進を図っていきます。また、高齢者向けのスマートフォンの活用支援も引き続き実施していきます。

答弁を締めくくるに当たり、今回は一般質問の答弁というよりも清水先生による中間テストを受けるような気持ちで答弁しました。追試にならないように明確に答えたつもりです。

以上で私の答弁を終わらせていただきます。ありがとうございます。

〔1 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

1 番 清水亮太君。

1 番（清水亮太君）

御答弁ありがとうございました。

再質問はあんまりないですね、これだと。非常によくやられているなというのはよく分かりました。

課題としてやっぱりオンライン手続の、やれている部分は現在でもあるんですけど、なかなか使っている人がいないということは課題の一つなので、そこをどうやって周知するかというのも考えていかなきゃいけないなと思います。

マイナンバーカードは今 54.1%、御嵩町、ということで、私も最近になってつくったのであんまり大きなことは言えないんですけど、つくったときにでも、そういうことに関心が高い方かなというのも思いますので、若い方もいっぱい窓口に並ばれていたんで、そういうところでもこういうオンライン手続の周知ができるといいのかなあ、やっていたのかなあ、やっていないのが前提になっちゃって話していますが、そういうところでもしっかり周知できたらいいかなあと思います。

あと3点目、これは警察組織が相手なんで、まだ紙での調書というすごく時代遅れなことをやられているので、そこも今後のやり方次第だと思いますので、そこもデジタルの調書、例えば事故したところでも地図アプリとかで、ここら辺で事故が起こったよというふうに管理できれば、それは自治体としても共有すれば、この辺は事故が多いんだということが将来的にはできてくるかなあと思います。

デジタルに関しては本当に進歩がどんどん進んでいて、先ほど福井議員が各種計画の外部委託という話もしていたんですけど、多分ですけど10年後ぐらいにはAIがつくっているのかなあというのも私の中では思ったので、そういうテクノロジーをしっかりと活用しつつ、空いた人員をどういうふうに手当てしていくかということも考えていくべきなのかなあということも思いました。

再質問はなしで私の意見をだらだら述べただけですけど、これで終わります。ありがとうご

ございました。

**議長（高山由行君）**

これで清水亮太君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。予定再開時刻は13時とします。

午前11時37分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（高山由行君）**

休憩を解いて再開いたします。

午前に引き続きまして一般質問を続けます。

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

議長のお許しをいただきましたので、私はワクチンの接種について2点お伺いいたします。町民お一人お一人の命を守ると同時に医療費の削減、さらに罹患者の負担軽減策としてワクチン接種を推進するべきと考えておりますのでお伺いいたします。

1点目に子宮頸がんHPVワクチンについてお伺いします。

子宮頸がんの発病予防を目的としたHPVワクチンについて、本年4月より定期接種対象者への積極的勧奨が約9年ぶりに再開をされました。また、積極的勧奨差し控えの期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても再度接種機会を設けるキャッチアップ制度も開始をされ、全国的にHPVワクチンに関する接種や関心が高まっています。

現状と対応についてお伺いいたします。

1点目に、積極的勧奨再開に当たり、定期接種対象者及びキャッチアップ対象者への周知はいつ、どのように行われましたか。

2番目に、現在までの接種率はどのようになっていますでしょうか。

3番目に、勧奨再開後の町民の皆さんの反響などはいかがでしょう。

現在のHPVワクチンは4価ワクチンだと思いますが、厚生労働省はさらに感染予防効果があるとされている9価ワクチンについて、来年4月以降の早い時期から定期接種とする方針であることを発表しております。定期接種として新しいワクチンが使えるようになることは対象者にとって喜ばしく、接種を検討するための大変重要な情報だと思います。

4点目に、この9価ワクチンの定期接種化への対応についての見解と対象者への周知方法についてお伺いをいたします。

2点目の帯状疱疹ワクチンについてお伺いをいたします。

ここにおられる方も 50 歳以上の方がほとんどだと思いますので、皆さん対象になると思いますけれども、帯状疱疹ワクチンは加齢やストレスなどで免疫力が低下した際に皮膚や神経に炎症を起こすという病気です。幼少期にかかった水ぼうそうのウイルスが再活性化し、50 歳以降に激しい痛みを伴って発症することが多く、80 歳までに 3 人に 1 人が発症すると言われています。早く治療をしないと合併症や神経症などの後遺症を引き起こすことがあります。しかし、ワクチンの接種により、ウイルスに対する免疫力を高めて帯状疱疹の発症を予防することができます。また、発症したとしても軽症で済み、神経痛などの後遺症の予防にもつながるというデータもございます。

帯状疱疹予防接種には、約 8,000 円かかる生ワクチン 1 回接種と、1 回 2 万 2,000 円で 2 回接種をする不活化ワクチンというの 2 種類があります。不活化ワクチンは金額も高いですが予防の効果が高く、90%以上で 9 年ほど持続することになります。このような高額なワクチン接種に対し、名古屋市をはじめ半額程度の助成をしている自治体があり、昨今の CM の効果もあるのか全国的にも助成を開始する自治体がどんどん増えておりますが、御嵩町では帯状疱疹ワクチン接種に対する助成事業を行うお考えはございませんでしょうか、お尋ねいたします。

この 2 点についてよろしくお願いいいたします。質問も簡単でございましたので、回答も簡単、明瞭でよろしくお願いいいたします。

#### 議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

民生部長 小木曾昌文君。

#### 民生部長（小木曾昌文君）

大沢議員の御質問は「ワクチン接種について」と題され、「子宮頸がん HPV ワクチン接種について」と「帯状疱疹ワクチン助成事業について」であります。1 つ目の「子宮頸がん HPV ワクチン接種について」は、さらに 4 つの項目について質問されておりますので、1 つずつ答弁をいたします。

まず 1 つ目、子宮頸がん HPV ワクチン接種についての 1 項目め、積極的勧奨再開に当たり定期接種対象者及びキャッチアップ対象者への周知はいつ、どのように行ったかにつきましては、子宮頸がん HPV ワクチン接種について厚生労働省は、平成 25 年 4 月に定期接種としましたが、疼痛または運動障害を中心とした多様な症状が報告され、同年 6 月に積極的な勧奨を差し控えることとしました。その後、令和 3 年 11 月に厚生労働省からの令和 4 年 4 月から積極的な勧奨再開の通知を受け、本町は定期接種対象者である中学 1 年生から高校 1 年生の女性に対し、今年 3 月に子宮頸がん HPV ワクチンの接種通知文書と厚生労働省リーフレット、予

診票、接種実施医療機関一覧を同封して、個別に送付しました。

また、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成9年度生まれ、今年25歳の方ですが、から平成17年度生まれ、今年17歳の方の女性を対象としたキャッチアップ接種対象者に対し、今年5月に同様に接種通知文書と厚生労働省リーフレット、予診票、接種実施医療機関一覧を同封して個別に送付しました。この子宮頸がんHPVワクチン接種については、本町ホームページにも掲載し、啓発に努めております。

2項目めの現在までの接種率については、子宮頸がんHPVワクチンは、2価ワクチンと4価ワクチンの2種類あり、いずれも6か月間で3回の接種を行うこととなっています。このうち、1回目の接種率は定期接種対象者297人中41人、13.8%、キャッチアップ接種対象者661人中197人、29.8%となっています。いずれも9月末現在であります。

3項目めの勧奨再開後の町民の反響については、町保健センターへの問合せは個別通知後10件程度でありまして、内容は副作用や安全性の確認、接種したほうがよいかなどの質問がありました。

4項目めの9価ワクチン定期接種化への対応について、見解と対象者への周知方法については、本年11月8日、厚生労働省審議会予防接種ワクチン分科会にて、令和5年4月から定期接種再開の方針が了承されました。今後、国からの通知等に沿って準備していく予定であります。具体的には可児医師会と対応医療機関、ワクチン入手や開始見込みなど事務手続の協議のほか、関係機関と調整を行い、対象とされます定期接種及びキャッチアップ接種者へ、4月頃をめどに個別通知文書、9価対応の厚生労働省リーフレット、実施医療機関一覧のほか、新たに中学1年生になられた女性には接種券を送付できるよう準備を進めてまいります。

次に、2つ目の带状疱疹ワクチン助成事業についてお答えします。

予防接種は、予防接種法に基づき市町村が実施する定期接種と、希望者が各自で受ける任意接種に分類されています。このうち、带状疱疹ワクチンは任意接種に分類されており、接種費用は全額個人負担となります。御質問の带状疱疹は、大沢議員が御紹介のとおり、ワクチン接種を受けることにより病気に対しての免疫力が高められ、発症や重症化を抑える効果が期待できることから、予防接種の意義は大きいとされています。

この带状疱疹ワクチンにつきましては、現在国において当該予防接種の安全性、持続効果、対象年齢、費用対効果などデータ収集を行い、定期予防接種化の検証、評価が進められている状況です。本町としましては、定期予防接種化における国の動向を注視してまいります。

以上で、大沢議員のワクチン接種についての答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

ありがとうございます。

簡潔明瞭なお答えでございました。

带状疱疹ワクチンにつきまして、今御答弁の中で、国において今定期予防接種化に対する検証、評価が進められている状態であるというふうにおっしゃられましたので、当然定期予防接種になればいいわけですが、これは近い将来可能なことと考えておみえになりますか。

議長（高山由行君）

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

大沢議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど御紹介いたしました国において今検討、評価中ということを申し上げましたが、現在具体的には、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会というところで検討がなされているところと聞いております。この検討会が最近では8月4日になされております。ほかにも、今回御質問がありました9価のHPVワクチンもこの中で審議をされたという経緯があります。今後の見通しについてというお話でありましたが、この内容を見る限り、いつだという明記はないということではありますが、厚生労働省としては検討中ということで、今審議をされている模様と思っておりますのでよろしく願いいたします。

〔10番議員挙手〕

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

検討中ということだということで、先ほど言われたように9価ワクチンもこのところで検討を分科会でされているということでもありますので、可能性は大きいかなと思いますけれども、それまでに、定期接種化までの間だけでもいいので、この効果も大きい、金額的にも大きい、高いワクチンでございますけれども、そういったものに対する補助がいただけたらたくさんの方が助かるのではないかと考えておりますので、再度また御検討いただきたいと思っております。

そして、HPVワクチンにつきましては、前年度に比べますと接種されている方が増えているというのは、間違いなくこの勧奨再開に伴って個別での通知送付をしていただいたおかげだと思っております。迅速な対応に感謝したいと思っております。

また、それでもまだまだ思ったよりは少ない数字、印象ですので、勧奨差し控えの期間も長いということがありましたので、皆さん不安に思っているんじゃないかと、いろんな戸惑いもある

るかもしれませんが、何度も何度も、私も3回今まで質問させていただきましたけど、子宮頸がんというのは毎年1万人の方が罹患されていて3,000人の方が亡くなっているという、女性にとっては、特に若い女性にとっては命に関わる大変な病気でありますので、今後も町民の心に寄り添った丁寧な対応をお願いしたいということで、また来年度は特に9価ワクチンが使えるようになれば、さらに接種を希望される方は多くなると思いますので、そういった心に寄り添った丁寧な対応を心からお願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### 議長（高山由行君）

これで、大沢まり子さんの一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

5番 安藤信治君。

#### 5番（安藤信治君）

今回の議会の最終ということで、私が一般質問させていただきます。

我がふるさと御嵩町の将来について、大項目なんですけど、私、今年で70歳になりまして、70年間、生まれて今日に至っております。本当に御嵩というところは住みやすい町で、これから老後を迎えるわけですが、多分穏やかな老後を過ごせるだろうというふうに思っております。

ただ、私も微力ながら御嵩町の将来、こんな町になってほしいというような考え方がございます。そういうことも含めまして、我がふるさと御嵩町の将来についてということで2点質問させていただきます。

まず最初ですが、御嵩町のまちづくりの礎となり得る新庁舎等の建設についてでございます。

今日まで進めてきた新庁舎等の建設事業は、渡邊町長1人だけの思いではなく、我々議会も積極的に取り組み、行政と一緒に進めてきたものであります。長い年月をかけ新庁舎建設基金をこつこつ積み立て、議会においても平成27年には新庁舎建設特別委員会を立ち上げ、御嵩町の将来に夢と希望、にぎわいが期待できるバイパスエリアを建設場所として、全会一致で当時の議長へ報告しております。現庁舎の耐震対策、中保育所、児童館の老朽化・耐震化対策に伴う建て替え、伏見小学校の大改修事業等がふくそうする中で、約26億円に達した新庁舎建設基金、国の有利な補助制度、これは起債になりますが、新丸山ダムの残土の活用、21号バイパスの4線化等、様々な施策と相まって、今がまさに庁舎建設の絶好のチャンスと捉え、町執行部、議会が一丸となって取り組んできたことは、紛れもない事実であります。現在は残念ながら法的手続きである農地転用許可を県が保留しており、事業がストップさせられている状況です。こんな中でありますが、いま一度、渡邊町長の新庁舎等の建設により、ふるさと御嵩

の将来にどんな夢と希望を期待し、どんな思いで取り組んでこられたのか、改めてこの場で述べていただきたいと思います。これが第1点目でございます。

第2点が、新庁舎建設が止まっている中、あるいはリニア発生残土置場の決断が求められる中、来年7月に迫る町長選挙に対する渡邊町長の思いについてお伺いしたいと思います。

新庁舎事業等建設事業は止まっていますが、白紙撤回などあり得ないと私は強く思っております。また、迫り来る地震災害に対する現庁舎、中保育所、児童館の耐震化対策、伏見小学校の改修は、今さらながら悠長に立ち止まって考え直している場合でないと私は思っております。議会では、新庁舎建設、伏見小学校の大改修事業、これらの財源を含む財政問題等々、その根拠も既に議論済みであると私は認識しております。今の状況がしばらく続けば、御嵩町の新庁舎等の建設事業の絶好のタイミング、チャンスを逸してしまいかねません。新庁舎等の建設に反対する議員4名の方は、白紙撤回をした後のまちづくりのビジョン、今まで進めてきた庁舎に関する様々な事業を撤回後どうするのか、明らかにされておりません。建設予定地の地権者の皆さん、あるいは中保育園の指定管理を行っていただいている杉山第三学園に対しても、なぜ反対するのかを明確な根拠を持って説明がなされておりません。撤回後のまちづくりのビジョンがない、反対する理由の明確な根拠が説明できない、議会における新庁舎関連の話し合いの議論には応じない、参加しない、これでは白紙撤回を求める目的がどこにあるのか分からないのではないのでしょうか。新庁舎建設に反対する4名の議員は、一体どこを目指しておられるのか、私は到底理解できません。また、このような考え方が最近出てきたこと、不思議でありません。

御嵩町として、御嵩町議会として決断するときが迫ってきています。こんな難題が山積する状況ではありますが、来年の7月には町長の任期が満了します。渡邊町長4期16年については、亜炭鉱廃坑の重点事業等、歴代の町長がなし得なかった十分過ぎるぐらいの多くの実績と成果を上げてこられたと私は大いに評価させていただいております。もう4期で十分じゃないか、16年は長過ぎるんじゃないか、また2期程度が好ましい、さらには渡邊町長の人となりに対する批判も多々聞き及んでおるのは事実であります。これらは渡邊町長自身、十分分かっておられることと思います。

しかし、現在は県の農地転用の許可が下りない中で、新庁舎建設がストップしています。リニア中央新幹線の早期実現のために結成された期成同盟会に参加してきた立場、経緯からいたずらに残土処分問題の結論を先延ばしにできないことは、渡邊町長も十分御承知のことと推察させていただきます。

このような状況ではありますが、時期尚早かもしれませんが、来年の町長改選に向けての思い等がありましたら、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

以上、2点について御答弁をお願いいたします。

**議長（高山由行君）**

町長の答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

安藤議員の質問にお答えしたいと思います。

私は八方美人になることは大嫌いですので、私の性格としてはみんなにいい顔をするということはなかなか難しい話ですので、基本的には好き嫌いが激しい、好む好まざるということが激しい人間、私自身は好き嫌いがいいもんですから、仕方がないかなと思っています。ただ、間違ったことはやらない、やった場合には正直に言う、それしかないなと思って生きている約70年近くであります。

新庁舎等々について質問いただきましたので、順を追ってお答えをしていきたいと思っています。今日も協議に応じないと言っている議員さんが新庁舎のことを言われたので、僕、気にされるのかよというふうには思いながら聞かせていただいた。新庁舎については、何ら私自身の思いは変わってはおりません。以前よりもむしろ強い思いを持っております。

安藤議員仰せのとおり、私自身も行政組織も議会も議論しながら一つ一つを丁寧に決めてまいりました。現在地、東の駐車場で新築をするのか、西の駐車場で新築をするのか、仮設庁舎を建てて現庁舎の位置に建て替えるのか、また土地を求めて新たな地で庁舎を開設するのか、全て議会で十分な議論をしていただき、決定していただきました。私も議会の判断に任せるという姿勢を示した上でのことですから、当然そのとおりに受け止めさせていただきました。

議会が新たな場所をと決められた理由は、現在の御嵩町役場は少なくともまちづくりの一助はなしていないと考えられたのも一つの要因であろうと思います。私もそう思っています。ある意味地方の役場というのは、町の中心地と位置的にも、町民の思いにも応えられる場所がふさわしいと私は思っております。

その後、移設を決めていただきましたので、私、行政のほうから2か所の候補地を示させていただきました。これは議会に対して示させていただきました。その際、加えて、私のほうからは、議会が適地とお考えになる場所があるのであれば、お決めいただければそれでいいですということも申し添えたと思います。全て私一存で決めたことではありません。議会に提案し、議論していただき、決めていただいたことでもあります。図面上、議会関係のスペースは白紙の状態を示しました。議員全員でお決めになればいいとお任せし、その答えをいただいて設計しております。私といたしましては、議員全員で取り組んでいただいた事業と確信をしております。非常に丁寧なやり方ができたと思っています。

その後、あっと驚くような県への直訴。議長への相談もなかった。4人で単独で行かれた、3人だったかな。文書をしたためて提出されている。議会議員として私も3期務めさせていただきまして、その経験上、はっきり言って開いた口が塞がりません。今も口が塞がっておりません。

こういう泣き言ばかり言っても仕方ありませんので、私の新庁舎、何を目指しているのかということをお知らせしておきます。

まず、職員たちも耐震については非常に心配をしております。新庁舎になれば耐震化もできたところでまず仕事ができる、お客さんを迎えることができる、そういう根底の安心感というものがやはり持てるようになるかと思えます。

また、それは中保育園、中児童館でも安全で安心した時間を過ごしていただけたらと思っております。子育て世代が防災公園などで遊んでくれること、そういう光景が目に見えたいと思っております。ぜひ利用していただきたい。キャンプができるかどうかは分からないにしても、昼間、いい日については利用の仕方は幾らでもあるんじゃないのかなと思っております。防災広場といえど、平穏時にはそういう使い方をいただければよろしいかなと思っております。

また、高齢者、これはもう私も含まれていることになるんでしょうけれど、何の用事もなくてもあそこへ行けば知り合いに会えるかもしれない、多分示し合わせて会ってお話をされるといようなことも多くできる場が提供できるのではないのかなと。若手のほう、前向きな方々は、喫茶店でも入れたらどうですかとか提案をしてくれますが、それには経営ということが必要になってきますので、自販機ぐらい、その場で今たてるコーヒーを出す自販機もありますので、そういうものはしていきたいと思えます。

また、お忙しい現役世代に対しては、迅速な事務処理ができるようにしていくということが可能になってくるかと思えます。ちょっと楽しみにしているのは、高校生はじめ学生が勉強しながらとか、何かおしゃべりをしながらというふうには、駅の近くになりますので、寄り集まってくれば、本当にそういう意味では各世代皆さんが楽しんでいただけるような場所にしていく、またさせていただくということになればありがたいと思えます。

年代別で来るということはなかなか難しいんですが、タウンミーティングと称して参加してくださいと言いますと、大抵若い人ばかり夢を語ってくれます。どんな庁舎がいいのかということは、本当に我々が思いつかないようなことも提案をしてくれます。可能か不可能かは内容次第ということになりますけど、まずは提案ありきで言っていただけることは本当にありがたいことでもあります。

逆に説明会と称しますと、圧倒的に高齢者が多いというのも現実で、一言物を言ってやろうという方が集まってくる。両方意見があるのはよく分かっていますが、事実に基づいた情

報が提供できているというのは行政側だと思っていますので、どうもいろんな外野が数字を出してみたりしているみたいですけど、大半がうそだなというふうには思っています。辛抱と頑張りしかないと思っておりますが、これまで踏んできた手続については何ら間違いはなかったと確信をしております。

リニア発生土については、先ほど午前中にお答えをいたしました。現在フォーラムの途中でありますし、そのフォーラムの終了後には、御嵩町とJRの協議ということになると思われます。また、その際にはJRから計画書が提示されると思いますので、御嵩町もそれは慎重に吟味しなければならないと思います。その上で協定を結んでいくということを想定しております。それがうまくいかなければ、受入れ前提にということを行っていますので、前提が崩れるということになってくることもあり得ると考えております。

許可権者である県も専門家会を設置し検討すると知事が発言されておりますので、県との協議をしっかりとしながら情報交換もしていきたいというふうに思っております。ただ、JR東海からの情報というのは、皆さんが思う以上に遅いというのは事実ありますので、まだまだ時間がかかると思っております。決して情緒的にならずに、今も食事をしに行きましたら、ある方がそういうことをおっしゃいました。情緒的、感情的になっちゃってねえというような話にしていただけたと。冷静に見ておられる方がお見えになるのだなということでお礼を言っておきました。現実的にきちんと守るものは守る、多少の犠牲は仕方がないと考えられるのか否かということも慎重に検討しながら、皆さんにも御相談させていただきながら決めていきたいというふうには思っています。

さて、私の来年の改選についてであります。私の性格は、先ほどいろいろあるんだろうと思っただけで、やり残したことはあるという立場で、その立場にこいこいとする人間ではありません。町長がやり残したことがあると言ったら永遠にやらないといけないという話になってくる。やり残すに決まっています。そういう考え方でいけば、私はそれを理由に残ることはありません。また、逆に難問を放り出すということも性格上ありません。去就については現在まだ決めておりませんので、年末年始ぐらい、ゆっくり休みながらしっかりと考えていきたい。答えが出せるかどうかはそれ以降だなというふうに思っております。

ただ、安藤議員にお願いしたいと思っております。むしろ議員の皆さんにお願いしたいと思っております。現在、御嵩町議会の良識を守っているのは7人の議員さんです。この7人の議員さんには、必ずこの議場にもう一度登場していただきたい、このように思っています。どれだけ御嵩町議会が危機的な状況なのか、私は議員のOBとして皆さんにお願いをしておきたいというふうに思います。

以上で私の答弁とさせていただきます。

[ 5 番議員挙手]

議長（高山由行君）

5 番 安藤信治君。

5 番（安藤信治君）

どうもありがとうございました。

多少やぶ蛇の部分が最後のほうにありましたけど、コロナもまだ終息しておりません。これから年末に向けて、9日の最終ですか、議会も最後ですが、くれぐれも皆さんコロナに十分気をつけていただいて、年末を過ごしていただきたいと思います。

残念ながら再質問はございません。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで、安藤信治君の一般質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は12月9日午前9時から開会しますので、よろしくお願ひします。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後1時41分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長            高 山 由 行

署 名 議 員            清 水 亮 太

署 名 議 員            福 井 俊 雄